

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項で準用する生活保護法第77条第1項	扶養義務者からの支援給付の費用徴収の決定処分	生活福祉第一課・第二課

処分基準は、生活保護法の例により、同法第77条の規定のとおりとする。

被支援者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、負担した支援給付費用の全部又は一部を当該扶養義務者から徴収することができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。